（課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則の一部改正）

第九条　課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和二年公正取引委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削る。

改正後	改正前
（調査開始日前の違反行為の概要についての報告） **第四条**　［略］ ２　［略］ ［項を削る］ （調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出） **第七条**　［略］ ２　［略］ ３　前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、第四条第二項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。 ［様式］	（調査開始日前の違反行為の概要についての報告） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項に規定する報告書を提出した者は、遅滞なく、当該報告書の原本を委員会に提出しなければならない。 （調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出） **第七条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、第四条第二項及び第三項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。 ［様式］

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第１項第１号又は第２項第１号から第４号まで（これらの規定を同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

○　報告する違反行為の概要

１　当該行為の対象となった商品又は役務	
２　当該行為の態様	(1)
	(2)
３　開始時期（終了時期）	年　月（～　年　月まで）

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第１項第１号又は第２項第１号から第４号まで（これらの規定を同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

○　報告する違反行為の概要

１　当該行為の対象となった商品又は役務	
２　当該行為の態様	(1)
	(2)
３　開始時期（終了時期）	年　月（～　年　月まで）